

議案第 37 号

山陽小野田市民病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
の制定について

山陽小野田市民病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例を次の
ように定める。

平成 31 年 2 月 20 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市民病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
山陽小野田市民病院使用料及び手数料徴収条例（平成 17 年山陽小野田市条
例第 199 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

金額（1日につき）
1,620円
3,564円
4,320円
5,400円
8,640円
健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律に規定する入院基本料（注）に100分の15を乗じて得た額に100分の8を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を加算した額

」を

「

金額（１日につき）
１，６５０円
３，６３０円
４，４００円
５，５００円
８，８００円
健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律に規定する入院基本料（注）に１００分の１５を乗じて得た額に１００分の１０を乗じて得た額（１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を加算した額

」に、同表備考２中「１０８分の８」

を「１１０分の１０」に改める。

別表第２中

「

金額（１通につき）
１，６２０円
１，６２０円
２，７００円
３，７８０円
３，７８０円
３，７８０円
２，７００円
３，７８０円
３，７８０円
５，４００円

(8 , 1 0 0 円)
法令等で定める額
1 , 6 2 0 円

」を

「

金額（1通につき）
1 , 6 5 0 円
1 , 6 5 0 円
2 , 7 5 0 円
3 , 8 5 0 円
3 , 8 5 0 円
3 , 8 5 0 円
2 , 7 5 0 円
3 , 8 5 0 円
3 , 8 5 0 円
5 , 5 0 0 円
(8 , 2 5 0 円)
法令等で定める額
1 , 6 5 0 円

」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の山陽小野田市民病院使用料及び手数料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後に使用し、又は文書作成したものから適用し、同日前に使用し、又は文書作成したものについては、なお従前の例による。

山陽小野田市民病院使用料及び手数料徴収条例新旧対照表

改正後			改正前		
別表第1（第2条関係） 使用料			別表第1（第2条関係） 使用料		
種別		金額（1日につき）	種別		金額（1日につき）
特別室料	A	1,650円	特別室料	A	1,620円
	B	3,630円		B	3,564円
	C	4,400円		C	4,320円
	D	5,500円		D	5,400円
	E	8,800円		E	8,640円
長期入院選定療養費		健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律に規定する入院基本料（注）に100分の15を乗じて得た額に100分の10を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を加算した額	長期入院選定療養費		健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律に規定する入院基本料（注）に100分の15を乗じて得た額に100分の8を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を加算した額
注：入院基本料は、入院基本点数に10円を乗じた額をいう。			注：入院基本料は、入院基本点数に10円を乗じた額をいう。		
備考			備考		
1 （略）			1 （略）		
2 出産のための入院による特別室料は、消費税等が非課税のため			2 出産のための入院による特別室料は、消費税等が非課税のため		

、この場合の室料としては、該当する金額欄に表示された金額から、その金額に110分の10を乗じた額を減額した金額を徴収する。

3 (略)

別表第2 (第2条関係)

手数料

種別	金額 (1通につき)
死亡診断書	<u>1,650円</u>
普通診断書	<u>1,650円</u>
身体障害に関する診断書	<u>2,750円</u>
恩給、年金に関する診断書	<u>3,850円</u>
生命保険、傷害保険等の受給に関する診断書	<u>3,850円</u>
自動車損害賠償保障法に関する診断書	<u>3,850円</u>
自動車損害賠償保障法に関する診療明細書	<u>2,750円</u>
自動車損害賠償保障法に関する後遺症診断書	<u>3,850円</u>
裁判関係の診断書	<u>3,850円</u>
死体検案書 (時間外)	<u>5,500円</u> (<u>8,250円</u>)
法令等の規定により交付する文書	法令等で定める額
上記以外の診断書、証明書	<u>1,650円</u>

、この場合の室料としては、該当する金額欄に表示された金額から、その金額に108分の8を乗じた額を減額した金額を徴収する。

3 (略)

別表第2 (第2条関係)

手数料

種別	金額 (1通につき)
死亡診断書	<u>1,620円</u>
普通診断書	<u>1,620円</u>
身体障害に関する診断書	<u>2,700円</u>
恩給、年金に関する診断書	<u>3,780円</u>
生命保険、傷害保険等の受給に関する診断書	<u>3,780円</u>
自動車損害賠償保障法に関する診断書	<u>3,780円</u>
自動車損害賠償保障法に関する診療明細書	<u>2,700円</u>
自動車損害賠償保障法に関する後遺症診断書	<u>3,780円</u>
裁判関係の診断書	<u>3,780円</u>
死体検案書 (時間外)	<u>5,400円</u> (<u>8,100円</u>)
法令等の規定により交付する文書	法令等で定める額
上記以外の診断書、証明書	<u>1,620円</u>